
別添 7 景観

7-1 事後調査の内容	59
7-1-1 事後調査の調査地点	59
7-1-2 事後調査時点	59
7-1-3 事後調査の方法	59
7-2 事後調査の結果	62
7-2-1 事後調査の結果	62
7-2-2 環境保全対策の実施状況	64
7-3 調査等の結果との検証結果	65
7-3-1 検証方法	65
7-3-2 検証結果	65

別添7 景観

7-1 事後調査の内容

供用開始後の廃棄物処理施設の存在に伴う景観への影響とした。また、環境保全対策の実施状況をとりまとめた。

7-1-1 事後調査の調査地点

事業の実施に伴い失われた既存のハイキングコース（衣笠コース）の代替ルートである新ハイキングコースのうち、廃棄物処理施設の存在が景観へ与える影響を的確に把握できる2地点とした。また、身近な視点のうち実施区域からの距離が近く、景観の変化の状況が大きいと考えられる平作地区で事後調査を実施した。

事後調査地点については、表7-1及び図7-1に示す。

表 7-1 調査地点

調査項目	調査地点	備考
廃棄物処理施設の存在に伴う景観	新ハイキングコース上北側	新ハイキングコース上の視界が開ける地点
	新ハイキングコース上南側	
	平作地区	身近な視点

7-1-2 事後調査時点

供用開始後の廃棄物処理施設の存在に伴う影響については、廃棄物処理施設の稼働が定常の状態となる時期とした。

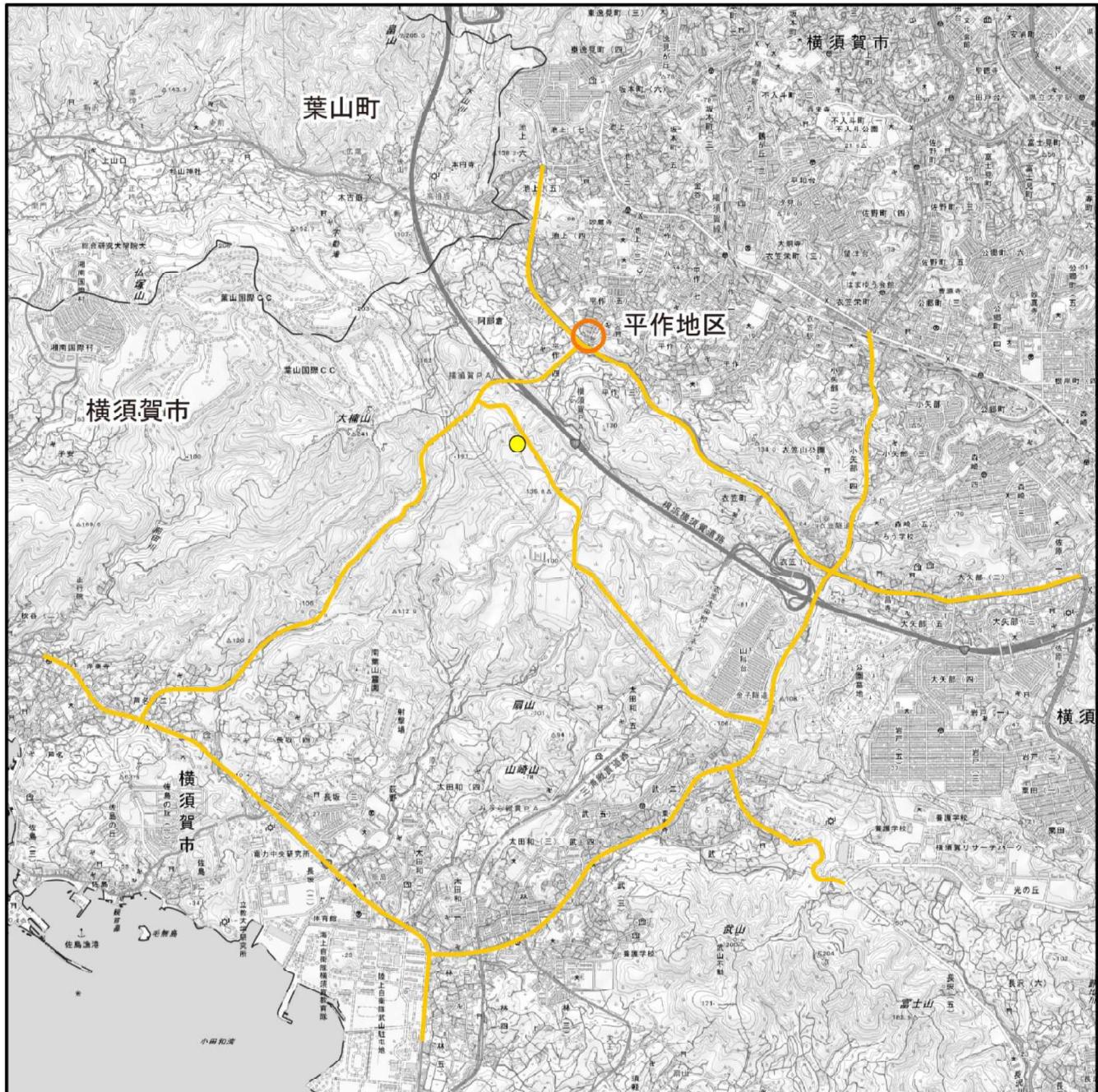
事後調査時点については、表7-2に示すとおりである。

表 7-2 調査時点

調査項目	調査時点
廃棄物処理施設の稼働に伴う景観	令和 2年 5月 28日(木)

7-1-3 事後調査の方法

景観の調査方法については、調査地点において写真撮影を行い、展望状況の把握を行った。



凡 例

- 廃棄物処理施設
- 行政界
- 廃棄物処理施設の存在に伴う景観調査地点
- 関連車両主要走行ルート

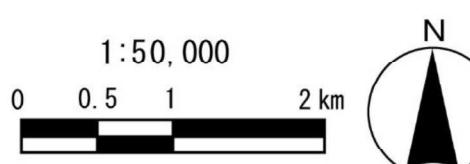
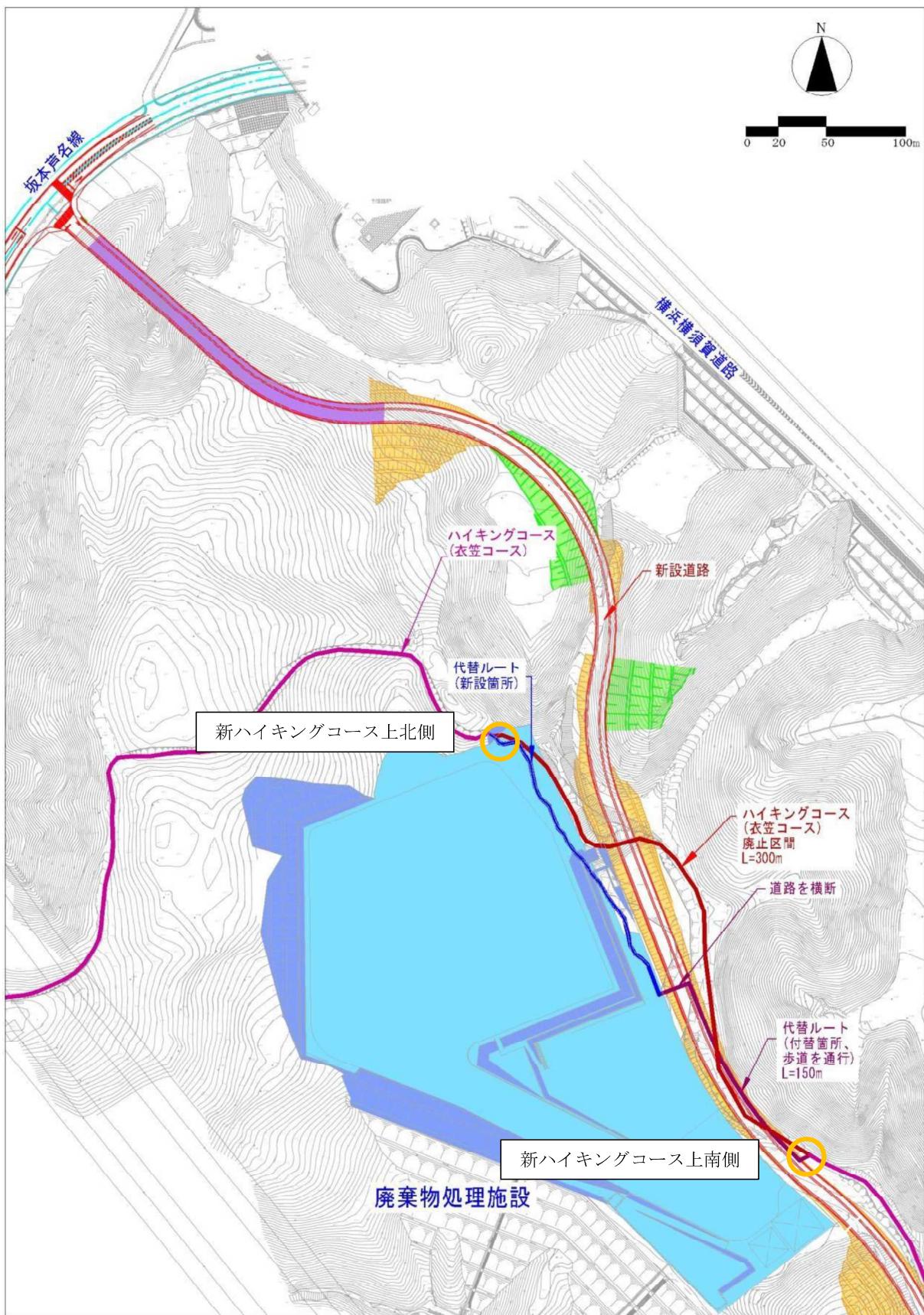


図 3-1-1 景観調査地点



○ : 廃棄物処理施設の存在に伴う景観調査地点

図 3-1-2 景観調査地点

7-2 事後調査の結果

7-2-1 事後調査の結果

調査結果は、新ハイキングコース上については写真7-1に、身近な視点については写真7-2に示すとおりである。

新ハイキングコース上については、既存のハイキングコースの林を抜けて、新ハイキングコースに入ると視界が広がり、廃棄物処理施設の存在が視認できる。

身近な視点の平作地区についても、廃棄物処理施設及び煙突が視認できる。



写真 7-1-1 景観調査結果（新ハイキングコース上北側）



写真 7-1-2 景観調査結果（新ハイキングコース上南側）



写真 7-2 景観調査結果（平作地区）

7-2-2 環境保全対策の実施状況

供用後の環境保全対策及び実施状況は、表7-3に示すとおりである。

表 7-3 環境保全対策及び実施状況

予測評価書の記載内容	環境保全対策の実施状況	写真
新設の搬入道路を一部トンネル化することにより、既存の樹林環境を多く確保する。	新設の搬入道路を一部トンネル化することにより、既存の樹林環境を確保している。	①
煙突を建物と一体として屋上突出型の煙突することで、敷地造成規模を縮小させ、煙道が露出しないデザインとする。	煙突を建物と一体として屋上突出型の煙突することで、敷地造成規模を縮小させ、煙道が露出しないデザインとしている。	②
建物の外観デザインは、華美な装いを避け、統一された開口部の配置を行い、適切な壁面構成を計画することにより、大きな壁面が単調にならないように配慮する。	建物の外観デザインは、華美な装いを避け、統一された開口部の配置を行い、適切な壁面構成を計画することにより、大きな壁面が単調にならないよう配慮している。	③
仕上材、色彩に工夫し、圧迫感を軽減させる。	仕上材、色彩に工夫し、圧迫感を軽減している。	③
緑の多い周辺自然との調和を目指し、建物の色彩計画においては、「横須賀市景観計画」（平成18年、横須賀市）に沿って茶系統の色彩を基調とする。	緑の多い周辺自然との調和を目指し、建物の色彩計画においては、「横須賀市景観計画」（平成18年、横須賀市）に沿って茶系統の色彩を基調としている。	④
植栽については、建屋廻りに低木・地被類、緩衝地帯に高木・中木・地被類、出入口近郊に鑑賞木・地被類を植栽する。	植栽については、建屋廻りと緩衝地帯に地被類、出入口近郊に鑑賞木・地被類を植栽している。また令和3年度に緩衝地帯に高木を植栽する。	⑤
発生土処分場の跡地における既設道路の改修計画以外の場所は、「森林法」（昭和26年、法律第249号）に基づき自然林となるよう管理する。	発生土処分場の跡地における既設道路の改修計画以外の場所は、「森林法」（昭和26年、法律第249号）に基づき自然林となるよう管理している。	-
造成に伴う法面については、既存の樹林環境を確保するため傾斜を大きくとる。	造成に伴う法面については、既存の樹林環境を確保するため傾斜を大きくとっている。	-



①

②



7-3 調査等の結果との検証結果

7-3-1 検証方法

事業の影響については、「予測評価書」の予測結果及び評価の指標と比較を行い、景観の評価目標である、「主要な眺望地点及び身近な視点からの景観に著しい影響を及ぼさないこと」が達成されているかを検証する。

7-3-2 検証結果

「予測評価書」における廃棄物処理施設の存在に伴う景観の予測結果を写真7-3に示す。

身近な視点の平作地区での事後調査結果は予測結果と同様であり、スカイラインを横切る廃棄物処理施設及び煙突が出現しているが、既存樹木の遮蔽効果に加え、建物外観の意匠及び色彩が周辺への景観的調和に配慮されていることから、景観への違和感は軽減されていた。

新ハイキングコース上の事後調査結果については、廃棄物処理施設の外観デザインが茶系統の色彩を基調としており、統一された開口部が配置され、適切な壁面構成がなされていることから、周辺の自然環境との調和がみられている。

以上より、「主要な眺望地点及び身近な視点からの景観に著しい影響を及ぼさないこと」とした評価目標は達成されているものと考える。



写真 7-3-1 予測結果（平作地区）



写真 7-3-2 事後調査結果（平作地区）